

包括外部監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定による包括外部監査

2 選定した特定の事件

「農業農村整備事業の財務事務の執行について」

3 監査の対象機関

農政部及び現地機関

その他上記に関連する機関等を対象に含めた。

4 監査の対象年度

平成10年度から平成12年度の執行分

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5 事件を選定した理由

近年、経済成長と国際化の流れの中で日本の産業構造は、かつてない大きな変革期を迎えているが、とりわけ農業、農村をとりまく環境は大きく変化している。たとえば、国民の食生活が変貌をとげるとともに、WTO体制のもとでの国際化の進展が農産物輸入の急増をもたらし、結果として食料自給率は先進国の中でも最低水準の40%にまで低下している。また、GDPに占める農林水産業の割合や農業人口も大幅に低下している。

しかしながら、国の農業関係予算の比率は低下しておらず、人口の少ない農村地域に対する公共投資が実施されている。こうした状況は、13万6千戸以上という日本一の農家数を抱え、全県民の4分の1が農業人口である長野県でも同様である。ちなみに平成12年度の農業農村整備事業費は、最終予算で525億円と巨額であり、一般会計予算の4.8%を占めている。この事業は、農村地域における社会資本整備の一翼を担う事業として大きな役割を果たしていると思われるが、農業行政に関わりの薄い県民の視点に立てば、どのような投資が行われているのか興味のあるところである。

以上のような状況の中で、農業農村整備事業費が適法かつ適正に使われているかという観点から、監査のテーマとして選定した。

6 監査の着眼点

- (1) 県営事業について、事業の申請・採択から執行完了までの財務事務に関する手続の法規準拠性と合理性
- (2) 団体営事業について、補助金の申請・交付決定から確定までの財務事務に関する手続の法規準拠性と合理性

7 監査の主な手続

- (ア) 質問により、関係諸法令や事業の状況、管理の方法、予算の執行状況などを概括的に調査した。
- (イ) 農政部土地改良課、農村整備課及び全地方事務所（10事務所）を往査し、平成10年～12年度の各地方事務所の県営・団体営農業農村整備事業一覧（対象期間中の新規着手、継続中、完了全てを含む）を入手し次の監査手続を実施した。
 - ①質問により主な事業の内容、概況を把握した。
 - ②事業金額の大きさ、計画遅れの状況及び計画変更の実施等を考慮し各地方事務所より数事業を選び、次の手続を実施した。
 - ・事業の申請から採択に係る資料の整備状況、内容は適切か。
 - ・経済効果の算定方法は適切か。
 - ・換地の事務手続は適切か。
 - ・市町村からの受益者負担金、市町村負担金の納入事務手続は適切か。
 - ・各事業は通常各年度毎に複数の委託契約及び工事請負契約から構成されているが、県営事業について各地方事務所より工事請負契約4件、業務委託契約2件程度を選択し、これらの契約について業者選定、入札、検収、支払のそれぞれの事務手続が適切か。
 - ・県営事業について国庫補助金の申請、受入手続は適切か。
 - ・団体営事業について補助金給付の申請、交付手続は適切か。
 - ・現場視察を行い工事の実在性、計画との整合性、経済効果算定の計画作付との整合性等の検討。
- ③入札について低価格入札の状況、談合情報などの状況を聴取し、事例があった場合は対応処理が適切に為されているかの検討を行った。
- ④事業計画の変更が行われた事業についてはその理由を質問し、当初計画に問題が無かったか、変更理由が妥当かの検討を行った。

外部監査の対象とした事業名、当初予定した監査手続の一覧は以下のとおりである。

事業番号	地方団体	事業名	地区名	関係市町村	実施した監査手続の内容							
					事業申請・採択手続の検討	採択結果の算定の検討	採択手続の検討	計画変更手続の検討	工事・委託の事務手続の検討	補助金交付手続の検討	現地調査	
1	佐久	県 畑作総合整備事業	小幡原	小幡市 浅村	○	○				○	○	
2	○	県 原野山間総合整備事業	鏡峰	望野町	○	○				○	○	
3	○	県 原野山間総合整備事業	北井	小幡市 北佐野御代町	○	○	○				○	
4	○	県 原野山間総合整備事業	白田	白田町	○	○					○	
5	○	県 原野山間総合整備事業	藤沢	小幡市 浅村	○	○						
6	○	県 畑作総合整備事業	塩田	上田市	○	○					○	
6	○	県 畑作総合整備事業	塩平	上田市	○	○					○	
7	○	県 畑作総合整備事業	藤沢	上田市	○	○					○	
7	○	県 畑作総合整備事業	藤沢	上田市	○	○					○	
8	○	県 畑作総合整備事業	千曲川沿岸2期	丸根町	○	○					○	
8	○	県 畑作総合整備事業	千曲川沿岸2期	丸根町	○	○					○	
9	○	県 畑作総合整備事業	上田	和村	○	○					○	
10	○	県 畑作総合整備事業	原野部	原野	○	○					○	
11	○	県 畑作総合整備事業	芦沢	上田市	○	○					○	
12	○	県 畑作総合整備事業	八ヶ岳麓	上田市	○	○					○	
13	○	県 畑作総合整備事業	玉川	上田市	○	○					○	
14	○	県 畑作総合整備事業	藤南	上田市 富田町 原村	○	○					○	
15	○	県 畑作総合整備事業	原野部	原野	○	○					○	
16	○	県 畑作総合整備事業	非特	長村	○	○					○	
17	○	県 畑作総合整備事業	南向	中村	○	○					○	
18	○	県 畑作総合整備事業	田島	中村	○	○					○	
19	○	県 畑作総合整備事業	豊島	中村	○	○					○	
20	○	県 畑作総合整備事業	豊島	中村	○	○					○	
-	○	県 畑作総合整備事業	黒川	長村	○	○					○	
-	○	県 畑作総合整備事業	下平	高瀬	○	○					○	
21	○	県 畑作総合整備事業	津谷	高瀬	○	○					○	
22	○	県 畑作総合整備事業	竜野	飯田市	○	○					○	
23	○	県 畑作総合整備事業	阿南	阿南町 桑村	○	○					○	
24	○	県 畑作総合整備事業	下田	高瀬	○	○					○	
-	○	県 畑作総合整備事業	川田	阿南町	○	○					○	
-	○	県 畑作総合整備事業	北豆木	飯田市	○	○					○	

8 監査の実施期間及び補助者**(1) 監査の実施期間**

平成13年6月25日から平成14年3月5日まで

(2) 監査場所

県庁農政部土地改良課及び外部監査室のほか、県内すべての地方事務所(10地方事務所)の土地改良課においてそれぞれ3日程度(それぞれ延べ6~10人日)程度の監査を実施した。

(3) 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

小林 邦一 公認会計士

補助者

轟 芳英 公認会計士
 門田 源隆 公認会計士
 千賀 裕太郎 東京農工大学農学部教授
 藤居 良夫 信州大学工学部助教授
 高野 善生 税理士
 西山 利昭 税理士
 飯沼 尚頭 システムコンサルタント
 柳澤 麻貴 会計士補
 中嶋 藍子 会計士補

第2 長野県の農業と農業農村整備事業**1 長野県農業の全国に占める地位と特徴****(1) 基本指数推移**

区分	単位	平成3年 (全国順位)	平成12年 (全国順位)
農家戸数	戸	161,200 (1)	136,033 (1)
販売農家	戸	115,120 (3)	90,401 (4)
販売農家の専業農家率	%	14.7 (-)	18.0 (19)
農家人口	人	680,260 (2)	565,391 (2)
耕地面積	ha	135,400 (14)	118,200 (14)
水田率	%	51.6 (-)	50.3 (36)

耕地利用率	*	%	93.4	(45)	87.0	(37)
農業粗生産額		百万円	411,900	(5)	306,000	(9)
生産農業所得		百万円	162,276	(8)	96,200	(13)
農家1戸当たり経営耕地面積		a	84.0	(33)	89.1	(33)
農家1戸当たり生産農業所得	*	千円	924	(30)	722	(34)
基幹的農業従事者1人当たり生産農業所得	*	千円	1,035	(41)	1,005	(42)
農業固定資本1,000円当たり純生産額	*	千円	431	(17)	342	(16)
経営耕地10a当たり純生産額	*	千円	150.3	(8)	112.2	(13)

出所：長野県農政部作成資料より抜粋

注1. 用語の説明

農家 経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が15万円以上あった世帯。
 販売農家 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
 専業農家 世帯員中に兼業従事者が一人もない農家。
 基幹的農業従事者 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が、仕事に従事していた者のことをいう。

注2. *は当該年の前年の数値

(2) 主要品目別指数（平成12年）

区 分		単位	収 穫 量	(全国順位)
水 稻		t	232,400	(12)
野 菜	レタス	t	184,500	(1)
	セルリー	t	14,500	(1)
	はくさい	t	221,900	(1)
	キャベツ	t	78,700	(7)
	加工トマト	t	24,100	(1)
	アスパラガス	t	5,170	(1)
果 樹	りんご	t	185,200	(2)
	ぶどう	t	31,200	(2)
	日本なし	t	26,000	(5)
	もも	t	23,500	(3)
花 き	カーネーション	千本	100,900	(1)
	トルコギキョウ	千本	18,900	(1)
	りんどう	千本	10,600	(2)
	スターチス	千本	25,200	(2)
	きく	千本	70,000	(6)
特用作物	薬用人参	* t	51	(2)
	わさび	* t	1,649	(1)
えのきたけ		t	65,000	(1)
ぶなしめじ		t	43,000	(1)
畜産	乳用牛	頭	29,600	(10)
	肉用牛	頭	39,700	(20)

出所：長野県農政部作成資料により抜粋

注1. *は11年の数値

(3) 長野県農業の特徴

長野県は本州の中央部に位置し、県域は東西に短く南北に長い。

周囲は日本アルプスや南アルプスをはじめとした日本の屋根と呼ばれる諸山岳に囲まれており、これらの高山が諸河川の源をなし、天竜川、木曾川は南流して太平洋に注ぎ、千曲川と犀川は合流して北へ走り、信濃川となって日本海へ注いでいる。

一方、県内の平地は大河川の流域にあつて谷地状の細長い形状あるいは盆地として、千曲川上流の佐久平と善光寺平、犀川流域の松本平、木曾川流域の木曾谷、天竜川流域の伊那谷、諏訪盆地など、およそ6地域に分かれている。

上記のような地形的特質から、長野県は47都道府県のうち第4位の面積を有するものの、山林や原野の占める割合は78%にも及んでおり、農用地面積は県土の約10%程度であり県内の120市町村の内99市町村が中山間地域に^(注)位置付けられている。

農家戸数は全国1位であるものの耕地は限られており、農家1戸当たりの経営耕地面積は全国平均の56%程度と零細である。

本県農業は、南北に長く地形的に複雑なことから気候条件が変化に富んでおり、又京浜、中京、京阪神など大都市圏に近いという立地条件を生かして、農業者の高い技術力と努力により全国有数の農業県として発展してきた。新品種や新技術の開発と生産現場への迅速な普及、高い技術力により生産性の高い農業が展開されており、資本生産性や土地生産性は全国平均を上回っている。しかし規模的零細性ゆえ農家1戸当たりの農業所得は高いとはいえない。

近年は、収益性の高い品目に特化する傾向がますます強まっており、野菜や果樹、花きなど園芸作物の生産は全国トップクラスにある。

一方、本県の農村は他産業従事者の増加や生活様式の多様化が進むとともに、混住化社会へと変化してきており、都市化が急速に進む地域がある一方、過疎化が深刻な地域があるなど地域間格差が拡大し、土地利用や集落機能の低下などが生じている地域も見られる。

特に、中山間地域においては過疎化と高齢化の進行により、農道や水路の維持管理だけでなく地域社会を維持するための基本的な活動にも支障をきたす地域も見られる。

注：用語の説明

中山間地域 一般的には「平地の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域」と定義されており、耕地が少なく、交通事情も悪く、過疎化の問題を抱えている。
ここでは「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「特定農山村法」による地域指定を受けた地区を中山間地域とした。

2 農業農村整備事業費の概要

最近5年間の事業費の推移(各年度最終予算)

(単位:百万円)

事業名	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
1. 農業水利改良費	7,706	6,281	7,021	7,160	5,812
県営かんがい排水事業費	4,005	3,487	3,305	3,389	2,943
県営畑地帯総合土地改良事業費	2,293	1,729	2,255	2,468	1,848
その他	1,408	1,065	1,461	1,303	1,021
2. 土地改良費	11,409	10,764	9,853	8,909	6,215
県営ほ場整備事業費	2,295	1,752	1,461	1,159	415
担い手育成基盤整備事業費	4,816	4,890	4,327	3,376	2,661
県営土地改良総合整備事業費	2,196	2,275	1,955	1,829	1,467
その他	2,101	1,846	2,110	2,545	1,672
3. 農道整備費	10,357	8,114	9,970	7,973	6,795
広域営農団地農道整備事業費	6,960	5,538	7,431	5,453	4,472
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	2,200	1,775	1,592	1,454	1,394
その他	1,197	801	946	1,066	929
4. 中山間整備費	8,274	7,857	9,715	7,888	7,423
県営中山間総合整備事業費	7,707	7,305	9,311	7,680	7,326
団体営中山間総合整備事業費	566	552	403	208	97
5. 農地防災費	6,204	3,671	6,255	4,114	3,745
地すべり対策事業費	2,639	940	1,788	1,312	957
県営ため池等整備事業費	2,292	1,873	3,774	2,526	2,361
その他	1,274	858	693	276	427
6. 総合整備費	16,351	14,767	17,943	12,223	11,599
過疎代行農業集落排水事業費	1,495	2,343	2,420	1,623	1,428
農業集落排水事業費	14,098	10,224	13,513	9,047	9,124
農村総合整備事業費	727	2,180	1,992	1,539	1,031
その他	31	20	18	14	16
7. 県単土地改良費	11,566	9,432	8,429	6,830	5,525
県単農道整備事業費	2,072	801	590	753	801
ふるさと農道整備事業費	7,640	7,185	6,746	5,478	4,373
その他	1,855	1,447	1,093	598	352
8. 耕地災害復旧事業費	881	945	1,356	3,287	1,706
9. その他	3,540	3,400	3,363	3,685	3,665
合計	76,289	65,229	73,904	62,067	52,484

事業費の推移は、全体的に減少傾向にあるといえる。特に、ほ場整備、農道、農業集落排水については、県内全域での整備が進んだことにより大きく減少している。

一般会計予算に占める割合 (12年度最終予算)

平成12年度歳出予算

区 分	金 額 (百万円)	構成比 (%)
土 木 費	222,157	20.5
教 育 費	218,121	20.1
公 債 費	164,123	15.2
農林水産業費	109,549	10.1
うち農業農村整備事業費	52,484	4.8
商 工 費	78,340	7.2
諸 支 出 金	73,324	6.8
民 生 費	71,028	6.6
警 察 費	46,630	4.3
総 務 費	46,371	4.3
衛 生 費	19,989	1.8
災 害 復 旧 費	17,956	1.7
労 働 費	7,063	0.7
生 活 環 境 費	6,085	0.6
講 会 費	1,671	0.2
予 備 費	100	0.0
歳 出 合 計	1,082,508	100.0

注. 農林水産業費には農業農村整備事業費の他、林業、畜産等の事業費が含まれている。

また過去5年間の全体予算に占める農業農村整備事業費の割合は次のとおりである。

単位 (金額: 百万円 構成比: %)

年度 項目	H 8年度		H 9年度		H10年度		H11年度		H12年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農林水産業費	142,533	13.1	127,444	12.1	146,477	12.6	126,313	11.3	109,549	10.1
うち農業農村 整備事業費	76,289	7.0	65,229	6.2	73,904	6.3	62,067	5.6	52,484	4.8
その他	946,051	86.9	922,926	87.9	1,019,232	87.4	990,587	88.7	972,959	89.9
歳出合計	1,088,583	100	1,050,371	100	1,165,709	100	1,116,900	100	1,082,508	100

農業農村整備事業は、事業費の減少に伴い一般会計予算に占める割合も減少傾向にある。

公共事業費の観点から見た農業農村整備事業費 (各年度最終予算)

農業農村整備事業費の大部分は農地、農業用排水路、農道等の土木工事であり、いわゆる公共事業費にあたる。

長野県の公共事業費及び公共事業費としての農業農村整備事業費の状況は次のとおりである。

単位(金額:百万円 構成比:%)

項目	H8年度		H9年度		H10年度		H11年度		H12年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農業農村整備事業費	70,758	20.2	60,170	20.5	67,935	18.7	54,659	18.8	46,986	19.0
土木	247,707	70.7	204,549	69.6	253,434	69.9	200,176	68.8	170,716	69.1
林務	32,034	9.1	29,262	10.0	41,380	11.4	36,206	12.4	29,351	11.9
公共事業費合計	350,499	100	293,981	100	362,750	100	291,041	100	247,053	100

注. 災害復旧費、国直轄事業負担金等は含まない。

農業農村整備事業費の公共事業費は、減少してはいるが構成比は大きく変化していない。なお、予算編成に当たっては、各部とも国の予算の伸び率等を考慮し検討している。

3 農業農村整備事業の概要

(1) 目的

農業の生産性の向上、農業構造の改善などを目的に、農業生産基盤の整備と農村の生活環境を整備し、農業農村の健全な発展を図る。

(2) 事業の種類

農業農村整備事業を分類すると、根拠別では農業基本法時代から存在していた農業生産の増大、安定化を目的とする土地改良法に基づく事業、土地改良法以外の法令を根拠とする事業、それに平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法により新たに重点項目に加えられた農村振興における生活環境施設の建設などの予算補助事業、の3種類に分類できる。

また、事業主体別では受益面積等を勘案し、県が主体となつて行う県営事業と市町村等が主体となる団体営事業とに分けることができる。

① 県営事業

県営土地改良事業は、かんがい排水事業、ほ場整備事業及び中山間総合整備事業等を、県知事が計画確定し、事業主体となり行うものである。

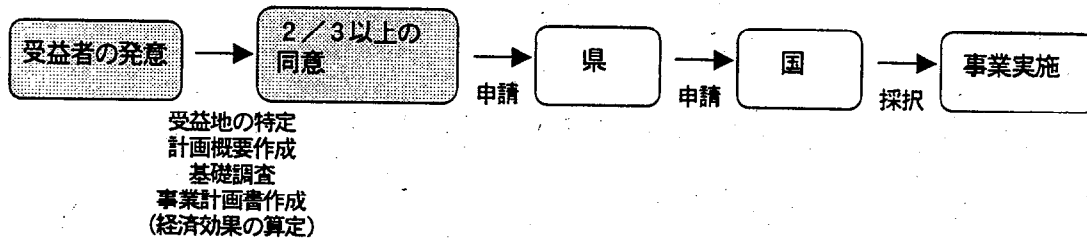
② 団体営事業

団体営土地改良事業は、農業集落排水事業、小規模なかんがい排水やほ場整備事業などを、市町村、土地改良区、農協等が事業主体となり県知事の計画同意を受けて行うものである。

(3) 実施手続

この事業は、公共投資、社会資本の形成ではあるが、事業による利益は基本的には事業参加者である農家が受けるものであること、また応分の負担を求めることから、原則として受益者である農家の発意、同意を基本条件として実施する。

たとえば県営土地改良事業については、あらかじめ受益地内の農家等の同意を得た上で、事業の必要性、経済性等を審査、判断し、これらを踏まえて作成した事業計画に基づき、県が実施する。



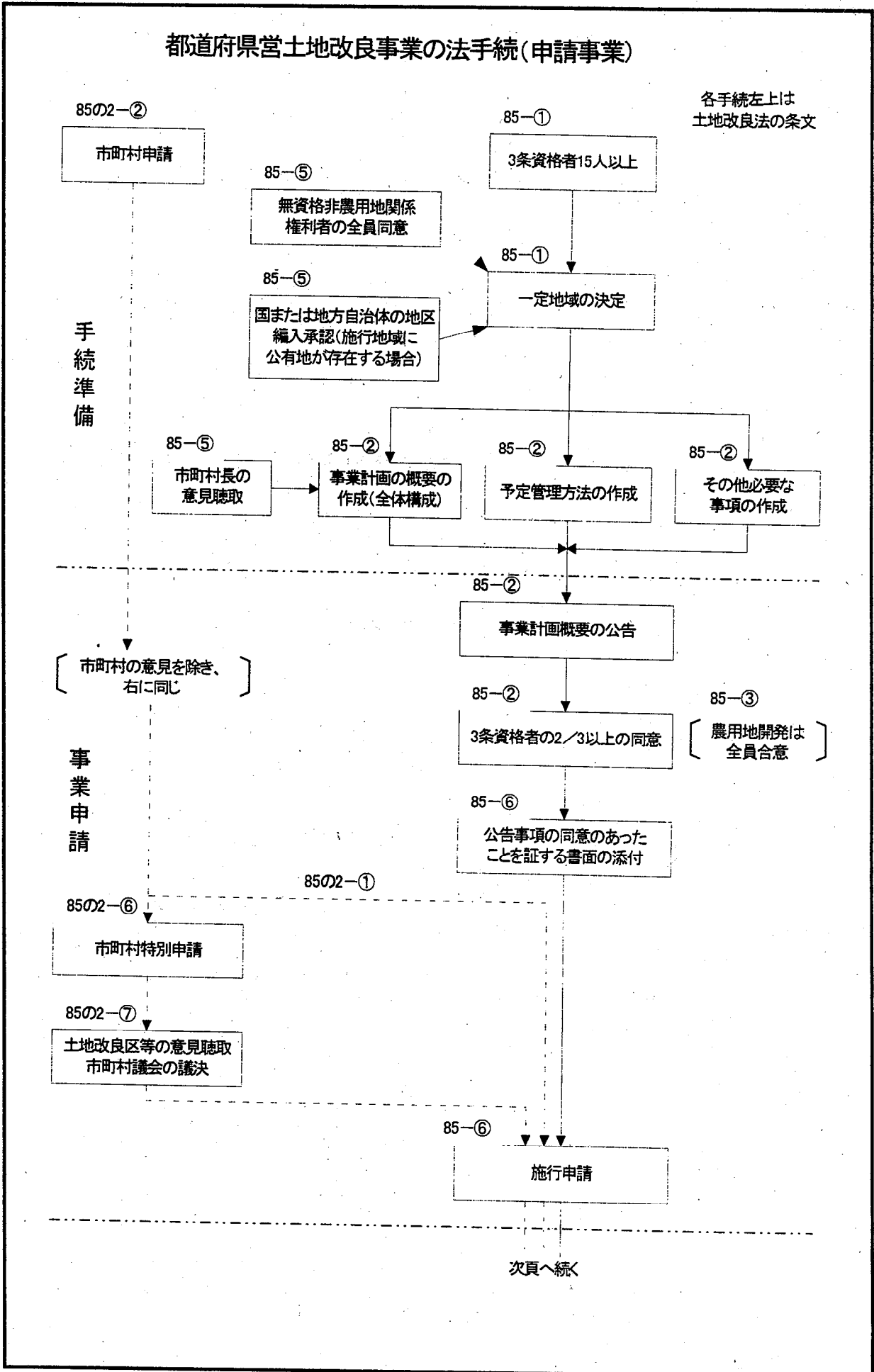
①県営事業の法手続

採択手続の中では事業申請の主体を特定し、事業を施行する一定地域を決め、参加者の同意を得て県知事に事業申請を行う。県知事は専門技術者の調査や基本的要件を満たしていることを確認して事業計画を決定する。この後、利害関係人に異議申立て機会を付与し、利害を調整できれば事業として確定し、県は工事に着手する。

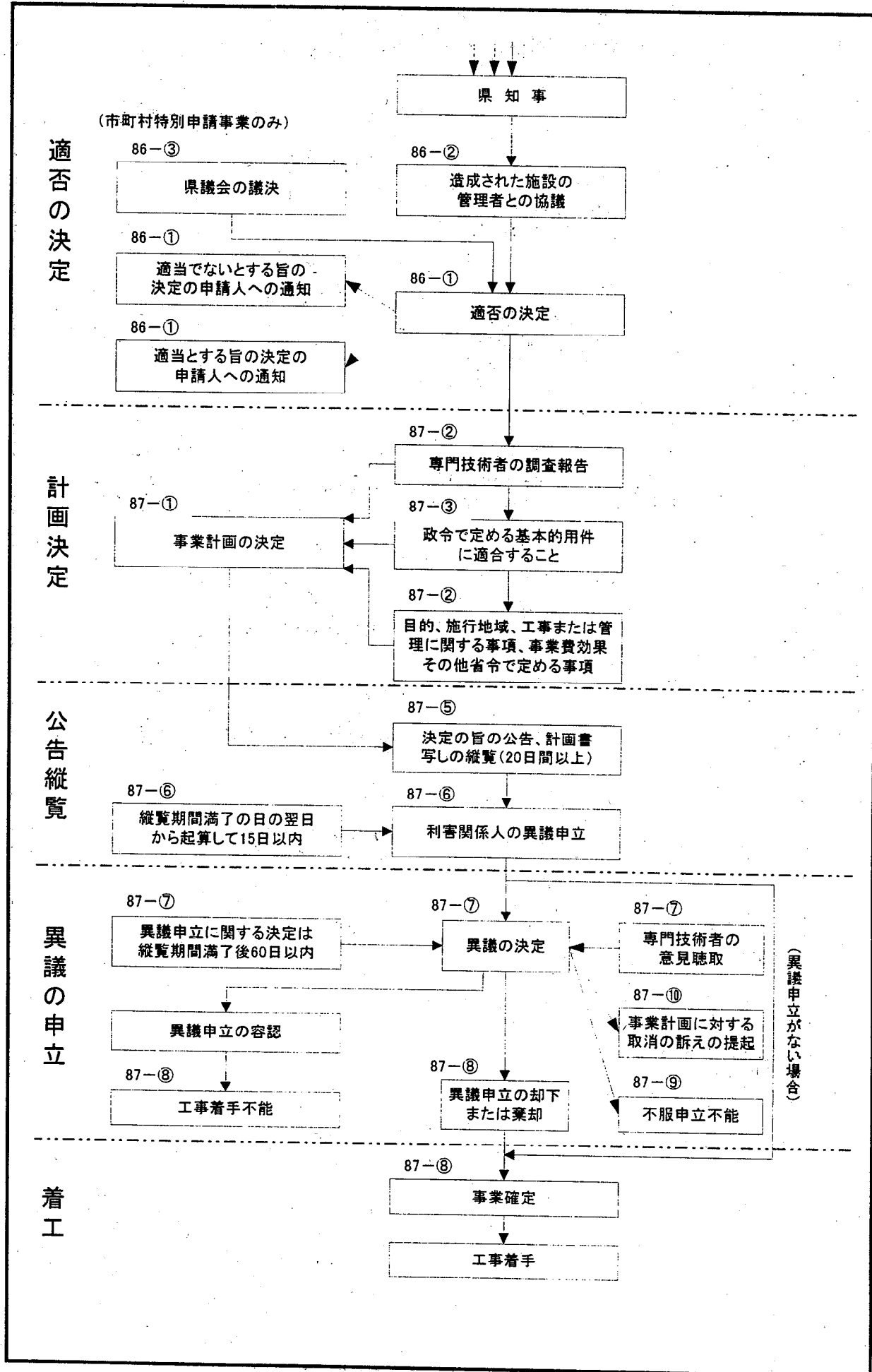
実際の手続及び根拠法令については次の図が参考となる。

都道府県営土地改良事業の法手続(申請事業)

各手続左上は
土地改良法の条文



次頁へ続く



②団体営事業の法手続（市町村の場合）

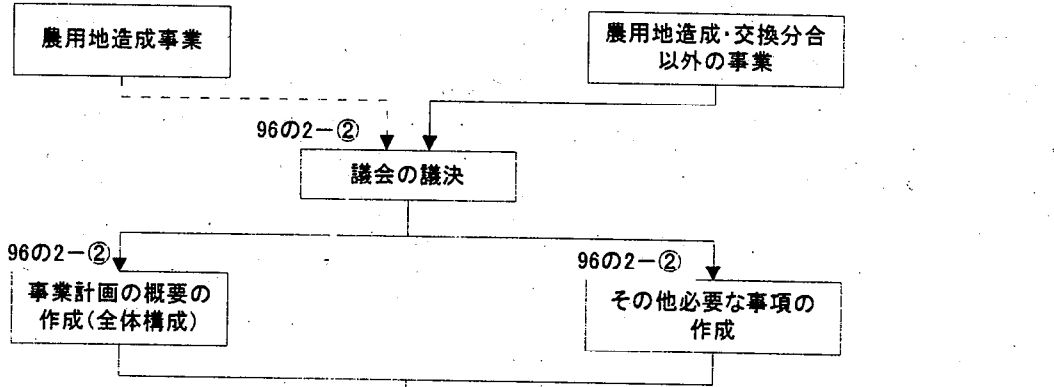
採択手続としては、市町村が議会の議決を行った後に事業計画の概要を作成し、公告を行って参加者の同意徴収を行った後に事業計画を作成し、計画の施行を県知事と協議する。県知事は専門技術者の調査や基本的要件を満たしていることを確認して事業計画の適否を決定する。この後、利害関係人に異議申出の機会を付与し、利害を調整できれば事業に対して同意し、市町村は工事に着手する。

実際の手続及び根拠法令については次の図が参考となる。

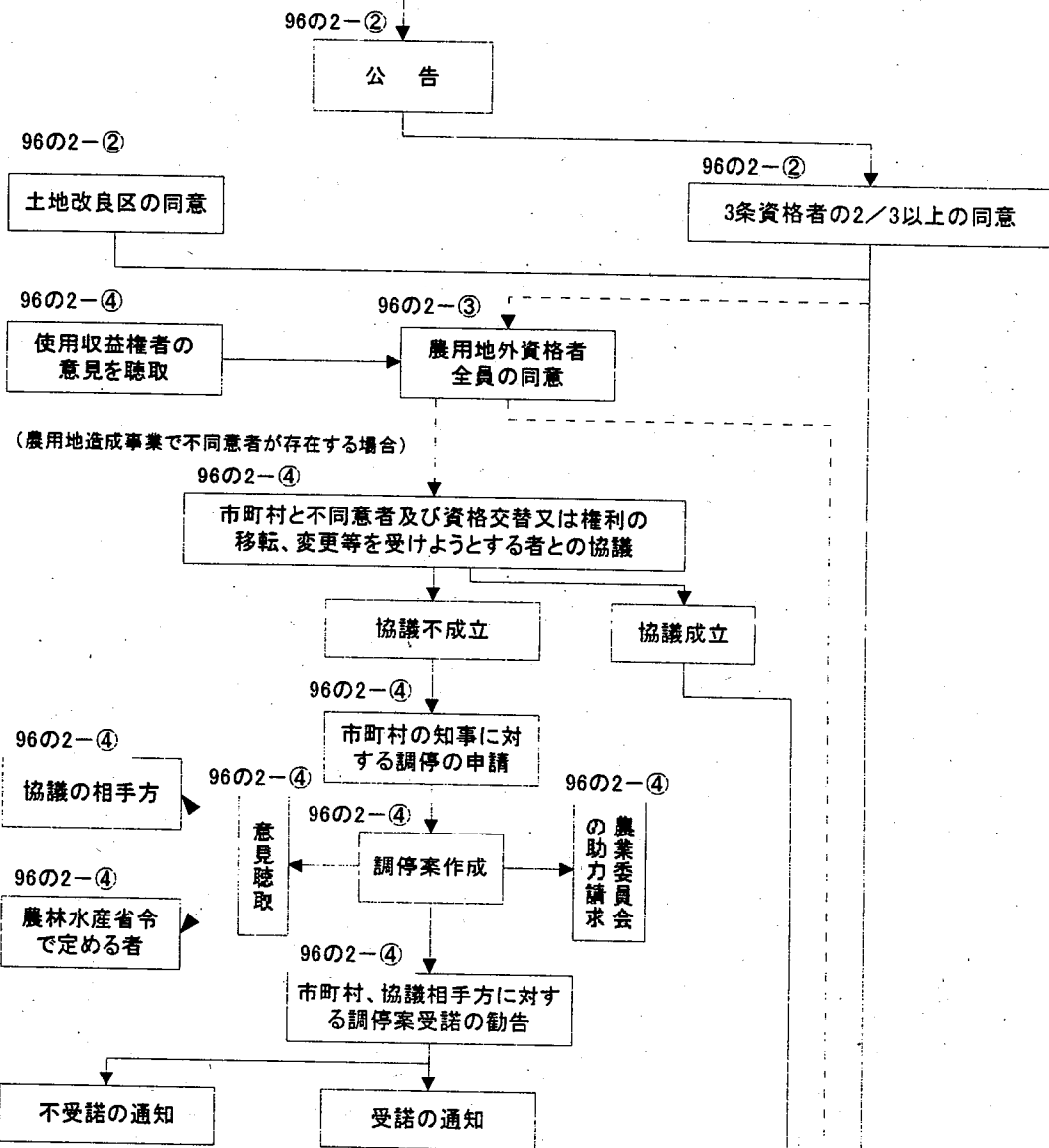
団体(市町村)営土地改良事業の法手続(申請事業)

各手続左上は
土地改良法の条文

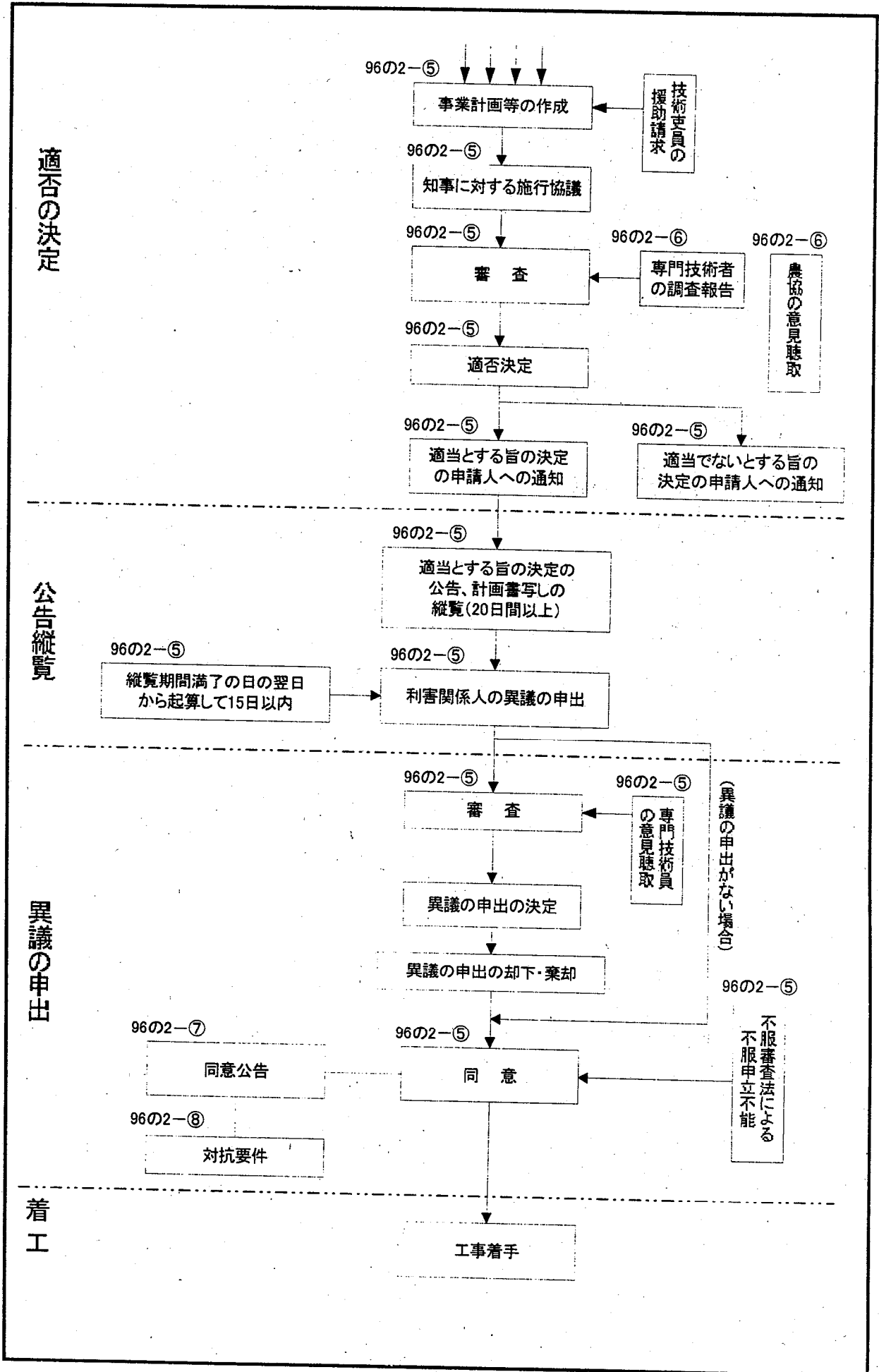
手続準備



同意徴収



次頁へ続く



(4) 事業計画の要件

事業を認可・決定する基準は、事業計画の概要において、事業の目的が法令、要綱・要領に合致していること、受益面積が基準以上であること、計画概要に対する受益者間での合意がなされており、実行可能性の高いこと等多岐に渡るが、特に次の要件を満たす必要がある。

①事業種類に共通する要件

事業主体や根拠法令に関係なく、事業計画には一般に次のような前提条件がある。

- (ア) 確実性が確保された科学的計画であること
- (イ) 事業目的に合致した計画であること
- (ウ) 計画内容が相互に整合していること
- (エ) 目的達成の手段が合理的、効率的な計画であること

②根拠別の要件

事業の根拠毎に次の条件も満たすことが必要となる。

ア. 土地改良法に基づく事業における要件 (政令第2条)

土地改良法に基づく事業にはさらに次が必要となる。

- (ア) 土地改良法1条の目的及び原則に適合すること

即ち「農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するために必要なこと。」

- (イ) 技術的に施行可能であること
- (ウ) すべての効用がそのすべての費用をつぐなうこと
- (エ) 費用負担が受益者に可能であること
- (カ) 国民経済的にみて有益であること

イ. 土地改良法以外の法令に基づく事業 (例：地すべり等防止法に基づく事業における要件)

地すべり等防止法に基づく事業における採択条件は事業種類に共通の要件のほかに、次の地すべり防止区域指定基準で指定された区域内で、公共の利害に密接な関係を有するものを事業の対象とすることになる。

- (ア) 地域の面積が一定以上であること
- (イ) 被害が一定以上の河川、鉄道、道路、公共施設、農業用施設、人家、農地等に及ぶおそれがあること

ウ. 要綱・要領のみに基づく予算補助事業における要件

要綱・要領のみに基づく予算補助事業における採択条件は事業種類に共通の要件のほかに、要綱・要領に規定されている様々な事業目的の最低一つに合致していることが必要となる。様々な事業目的とは、後述する「(7) 主な個別事業の概要」における各表の中で、事業内容として記載している部分に該当する。

(5) 経済効果算定の要否

今回の監査では経済効果算定が大きな問題となったが、これは「当該土地改良事業のすべての効用がそのすべての費用をつぐなうこと」(土地改良法施行令第2条3項)という規定に基づいた要件である。土地改良法ではそれぞれの事業の種類(事業種)に含まれる主要な工事毎に、算出すべき経済効果を概ね定めている。今回検討対象とした事業の中に、この事業種に該当する事業がある場合には、その事業種について工事の種類毎に経済効果の算定を行う必要がある。

また、要綱要領のみに基づく予算補助事業についてはこの規制の枠外にあるため、法令上、経済効果の算定は必要とされていない。

事業種別の主要工事種類一覧表 (○印の工事では経済効果を算定する)

		土地改良法上の主要工事の種類										
		用水改良	排水改良	畑地かんがい	区画整理	暗渠排水	客土	農道整備	農地造成	干拓・埋立	防災ダム	農地保全
農業農村整備事業に含まれる事業種	かんがい排水事業	○	○	○								
	ほ場整備	○	○		○	○	○	○				
	畑総・土地総	○	○	○	○	○	○	○				○
	防災ダム										○	
	農地保全		○			○						○
	公害防除	○	○		○	○	○					
	農地開発			○				○	○			
	干拓									○		
	農道整備							○				○

(6) 事業の財源

県や市町村等の団体が行う農業農村整備事業については、土地改良法や要綱、要領等により事業費の一部を国が補助することが定められている。また市町村が行う団体営事業についての県の補助については、県の要綱により定められている。

また、平成3年度に土地改良法の一部改正により、市町村の負担根拠が明確になり、県及び市町村の負担割合を決定する際の基準として、さらに地方財政措置を講ずるにあたっての指標とすることができるように「ガイドライン」が設定された。

(7) 主な個別事業の概要

①農業水利改良費

農業用水の安定供給と、畑地帯の生産条件の総合的な改善を図る。

事業名	事業内容	採択基準	負担区分	平成12年度実績
県営かんがい排水事業	安定的かつ効率的な農業経営が確立されるよう、用水の安定供給及び排水改良のために、基幹となる農業用排水施設を新設、改修する。	受益面積 200(20)ha 以上 ()は排水対策特別事業	国 50% 県 25% その他 25% [10%]	継続 17地区 (完了3地区) 新規 3地区 計 20地区
県営畑地帯総合土地改良事業	畑作地帯において安定的かつ効率的な農業経営が確立されるよう、畑地かんがい施設、農道、区画整理等の基盤整備を実施する。	農業用排水施設、農道、区画整理、客土等の事業を組合せて実施 受益面積 30ha 以上 (担い手支援型)	国 50% 県 25% その他 25% [10%]	継続 17地区 (完了1地区) 新規 2地区 計 19地区

[]はガイドラインにおける市町村負担率であり残余は受益者負担分である。

②土地改良費

区画形質の改善、用排水路、道路などの基盤整備を実施し、農業の経営安定化を図るとともに、併せて農村地域の生活環境を整備する。

事業名	事業内容	採択基準	負担区分	平成12年度実績
県営ほ場整備事業	農地等の区画形質の変更その他ほ場条件の整備を行い、農業生産性の向上を図り、農業構造の改善を進める。	受益面積 60ha 以上	国 45% 県 27.5% その他 27.5% [10%]	継続 4地区 (完了1地区) 新規 0地区 計 4地区
担い手育成基盤整備事業(県営)	農業生産コストの低減と効率的な農業経営を確立するため、区画整理を中心とした生産基盤の整備を行い、併せて担い手への農地集積を促進する。	受益面積 20ha 以上 担い手農地集積増加率 20% 以上	国 50% 県 27.5% その他 22.5% [10%]	継続 14地区 (完了1地区) 新規 2地区 計 16地区
県営土地改良総合整備事業	水田地帯において、転作作物の導入や畑地への転換に対応するため、農道の改良や用排水路の改修などを一体的に実施する。	受益面積 60ha 以上 農道・用排水路工等2工種以上の実施	国 45%(50%) 県 27.5% その他 27.5% (22.5%) ()は中山間地域 [10%]	継続 11地区 (完了2地区) 新規 1地区 計 12地区

[]はガイドラインにおける市町村負担率であり残余は受益者負担分である。

③農道整備費

輸送の効率化、農作業の省力化、農産物の品質向上と農村地域の生活環境の改善を図る農道の整備を行う。

事業名	事業内容	採択基準	負担区分	平成12年度実績
広域営農団地農道整備事業(県営)	広域営農団地整備計画に基づき、数市町村にまたがる集落、集出荷施設等をつ結び、主要な道路まで連絡する農道の整備を行う。	延長10(5)km以上 受益面積1,000(300)ha以上 車道幅員5(4)m以上 ()は中山間地域等	国 50% 県 50%	継続 4地区 新規 -地区 計 4地区
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(いわゆる農免道路整備事業)	集落、集出荷施設等を連絡する地域の幹線農道の整備(農林漁業用揮発油税の還元措置として行う)を行う。	総事業費100(20)百万円以上 受益面積50(30)ha以上 車道幅員4(3)m以上 ()は中山間地域等	国 50% 県 8/30 その他 7/30	継続 15地区(完了1地区) 新規 -地区 計 15地区

④中山間整備費

中山間地域の農業生産基盤と農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図る。

事業名	事業内容	採択基準	負担区分	平成12年度実績
県営中山間総合整備事業	中山間地域の農業・農村の活性化を図るため、区画整理・農道・農業用排水路等の生産基盤の整備と農村公園・集落防災安全施設・集落内道路等の農村生活環境整備を総合的に行う。	受益面積 一般型 60ha以上 広域連携型 60ha以上 生産基盤型 20ha以上 生活環境型等 要件なし 対象地域 中山間地域	国 55% 県 30% その他 15% [10%]	継続 38地区(完了13地区) 新規 8地区 計 46地区
団体営中山間総合整備事業	中山間地域の農業・農村の活性化を図るため、区画整理・農道・農業用排水路等の生産基盤の整備と農村公園・集落防災安全施設・集落内道路等の農村生活環境整備を市町村が事業主体となって総合的に行う。	受益面積 一般型 20ha以上 生産基盤型 10ha以上 棚田保全 要件なし 対象地域 中山間地域	国 55% 県 10% その他 35%	継続 3地区 新規 3地区(完了3地区) 計 6地区

[]はガイドラインにおける市町村負担率であり残余は受益者負担分である。

⑤農地防災費

農地、農業用施設を保全するための対策工事を実施する。

事業名	事業内容	採択基準	負担区分	平成12年度実績
地すべり対策事業(県営)	地すべり等防止法により指定を受けた区域で、地滑り現象に対し、農地・農業施設を保全し、民生安定を図るために工事を実施する。	農地面積10ha以上 総事業費70百万円以上	国 50% 県 50%	継続 49地区(完了11地区) 新規 6地区(完了2地区) 計 55地区
県営ため池等整備事業	災害を未然に防止するために、ため池及び農業用排水路の新設、改修を実施する。	受益面積2(100)ha以上 総事業費8(80)百万円以上 高度な技術を要するもの()は大規模地区	国 50(55)% 県 15(25)% その他 35(20)% ()は大規模地区 [8~18%]	継続 27地区(完了7地区) 新規 11地区(完了2地区) 計 38地区

[]はガイドラインにおける市町村負担率であり残余は受益者負担分である。

⑥総合整備費

農業生産基盤の整備とあわせて関連する農村生活環境の整備を総合的に実施する。

事業名	事業内容	採択基準	負担区分	平成12年度実績
過疎代行農業集落排水事業(県営)	農業集落から排出されるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図る。 ①汚水処理施設 ②管路施設(幹線管路のみ) *支線管路施設の整備は(a)農業集落排水事業と組合せて実施	農振地域内にある受益戸数が20戸以上、概ね1,000人程度の農業集落 過疎代行要件 (1)1号要件 ア)人口8,000人以下の市町村 イ)財政力指数が県内過疎市町村の平均値以下の市町村 ウ)計画処理人口が500人以上 (2)2号要件 上記(1)のイ)を除外した要件	国 50% 県 25(16.6)% その他 25(33.4)% *()内は過疎代行要件の2号要件に該当する過疎市町村に適用する。	継続 (8)地区[供用(3)地区] 新規 一地区 計 (8)地区
農業集落排水事業(団体営)	農業集落から排出されるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図る。			継続 97地区[供用26地区] 新規 5地区 計 102地区
(a)農業集落排水事業	①汚水処理施設 ②管路施設 (末端受益戸数2戸以上が補助対象)	農振地域内にある受益戸数が20戸以上、概ね1,000人程度の農業集落	国 50% 県 7.5% その他 42.5%	継続 87地区[供用24地区] 新規 5地区 計 92地区

(b) 農業集落排水緊急整備事業	①管路施設 (末端受益戸数2戸以上が補助対象) * (a) 農業集落排水事業で実施する污水处理施設の整備と連携して、一層の整備促進を図る。	上記(a)に同じ	県 7.5% その他 92.5%	継続 9(39)地区 [供用(13)地区] 新規 一地区 計 9(39)地区
(c) 小規模農業集落排水事業	①污水处理施設 ②管路施設	農振地域内にある受益戸数が10戸以上、20戸未満の農業集落	県 7.5% その他 92.5%	継続 1地区 [供用2地区] 新規 一地区 計 1地区
農村総合整備事業 (団体営)	農業生産基盤の整備と、農村の生活環境の整備を総合的に実施する。 ①農業生産基盤整備 区画整理 農道整備 水路整備 ②農村生活環境整備 農村公園 防火水槽	農振地域内において農村の総合整備計画が策定されていること	国 50% 県 10% その他 40%	継続 15地区 (完了7地区) 新規 一地区 計 15地区

地区の() 書きは農業集落排水事業との重複地区を内数で示す

⑦ 県単土地改良費

国庫補助事業の対象とならない農業農村整備を行う。

事業名	事業内容	採択基準	負担区分	平成12年度実績
県単農道整備事業 (県営)	農村地域の活性化と定住環境の改善に効果があり、かつ緊急的に整備が必要な幹線道路の整備を他部局と共同で行う。	車道幅員 5.5m 以上 受益面積 10ha 以上 延長 1 km 以上又は総事業費 3億円以上	県 75%~100% その他 25%~0%	継続 2地区 (完了1地区) 新規 1地区 計 3地区
ふるさと農道整備事業 (県営)	農村地域の活性化と定住環境の改善に効果があり、かつ緊急的に整備が必要な幹線農道の整備を行う。	ふるさと農道緊急整備計画に基づくもので 車道幅員 5.5m 以上 受益面積 10ha 以上 延長 1 km 以上又は総事業費 3億円以上	県 75%~100% その他 25%~0%	継続 10地区 (完了3地区) 新規 1地区 計 11地区

⑧耕地災害復旧事業費

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき農地・農業施設の災害復旧を行う。

事業名	事業内容	採択基準	負担区分	平成12年度実績
耕地災害復旧事業(団体営)	豪雨等の異常な天然現象により被害を受けた農地及び農業用施設(頭首工、用水路、排水路、農道等)の復旧を行う。	被災した農地等を原形復旧(不可能な場合は従前の効用回復)することを目的とするもので1箇所当たりの工事費が40万円以上	国 50%(農地) 65%(施設) 補助率の高上げ措置あり	10年発生災害 2箇所 11年発生災害 80箇所 12年発生災害 658箇所

(8) 農業農村整備事業が果たしてきた役割

農業農村整備事業は、農地を大規模で効率的な形態へ集約し、農業の近代化と機械化を推進するために、用水路改修やほ場整備を通じて農業経営の安定化や維持管理労力の軽減に努めてきた。これは長野県の水田10a当りの労働時間に現れている。昭和40年には約175時間要していた労働時間は、水田のほ場整備が進んだ平成11年までの約30年の間に三分の一以下の約52時間まで低減している。この余剰労働時間がどのような効果をもたらしたかといえ、農業が多様化し経済成長とともに増大した消費者ニーズに応じて高品質・多種類の農産物を安定供給する原動力となるとともに、他産業へ労働力を提供し、県の経済成長に大きく貢献してきた。

また、農業農村整備事業は、地域振興と密着し県の社会資本整備を支えてきた。特に、県内の高速交通網整備に果たした役割は大きい。長野県は首都圏に近いにもかかわらず近年まで交通網に恵まれておらずその整備が重要な課題であったが、地域の生産基盤整備に併せて換地の手法で高速道用地を創設していくほ場整備事業がインフラ整備の進捗に大きく貢献したことも見逃せない成果である。

土地改良事業制度発足当時は、食糧増産が急務であり、生産基盤整備が重視され本来一体である農村の生活環境整備の視点は重視されていたとはいえない。農業人口の減少や高齢化、農村の都市化・混住化が進展し、車の両輪として機能すべき生産基盤と生活環境の整備水準のアンバランス是正、農業が本来持っている多面的機能への関心が高まり、環境問題など農業者以外の住民の要望にも応える社会資本整備が求められるようになった。特に農業集落排水事業は農村地域の生活環境を約20年で画期的に変えるとともに、それまで生産性向上が重要視され生産基盤中心の土地改良事業から環境をも含めた農業農村整備事業に転換される契機の事業であったといえる。

農業者をはじめとする地域住民の要望を具体化する施策検討の中で、幅広いニーズに対応した農業農村整備事業が選択実施されてきており、受益者の発意を前提とする事業制度のもとで、地域と一体となった農業と地域の振興を併せて達成しようと農村地域での社会資本整備を最前線で支えてきた。

食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである農業の持続的発展のためには、農業生産の

基盤となる農地・かんがい排水施設等の維持更新とともに、農業者の生活空間である農村地域の生活環境整備が重要なファクターである。特に、長野県は地形や気象などの自然条件が厳しい中山間地域が80%以上を占めており、こうした地域が担っている国土保全や保健休養機能を将来にわたって維持していくためにも、生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備に取り組める農業農村整備事業の役割は重要である。

第3 監査の結果と意見

この監査の結果と意見の構成は次のとおりとなっている。

(ア) 個別事業の監査の結果と意見を「Ⅵ 事業別検討」にまとめている。

(イ) 上記(ア)の個別事業の監査の結果と意見に基づき指摘事項等を類型別に整理し、必要な場合は追加手続を実施した上で、

「Ⅰ 事業採択について」

「Ⅱ 経済効果について」

「Ⅲ 計画変更について」

「Ⅳ 入札等契約について」

「Ⅴ 活性化、交流施設などについて」

としてそれぞれ結果と意見を述べている。

(ウ) 最後に「Ⅶ おわりに」で全体的な監査結果のまとめと、21世紀の長野県農業農村整備事業への提言を行っている。

なお、Ⅰ～Ⅴの文中において○○事業(地区名××:事業番号△△)となっているのは、記載根拠となった「Ⅵ 事業別検討」に集約されている個別事業レポートの参照番号である。

Ⅰ 事業採択について

1 事業採択の概要

事業採択とは、県営土地改良事業の計画を確定するか否かまたは団体営土地改良事業の計画を同意するか否かの判断である。言い換えれば事業採択とは、事業計画の概要を確定もしくは同意して、事業計画という実行可能な本格的計画にする判断をいう。

事業は確定・同意され、事業計画となることで法的に実施可能となり、その大部分の事業は事業実施要綱要領等に基づいて国に採択申請書を提出し、採択を受けることで国の補助を受けられる。県知事は国が補助事業として採択した地区について、補助金交付要綱に基づいて毎年度補助金交付申請を行い、交付を受けて事業を実施することとなる。

採択はいずれの事業についてもそれが必要であり、法令の目的に適合して、かつ経済的であるものについてのみ行われる。

2 事業採択における課題

事業採択に関して今回問題となった点は次のとおりである。

(1) 経済効果算定を要しない事業に対する効率性検討の不足

土地改良法に基づかない事業や県単事業においては多くの場合、事業採択の段階において、経済効果の算定は求められていない。しかし、事業の合理性や事業費の適正性を判定するには何らかの方法により効果を測定し、投資の意思決定情報にする必要がある。

【意見】

事業実施要綱要領に基づく予算補助事業や県単事業であっても、事業採択にあたっては発現が期待される整備効果等を計画段階から算定し、事業の優先順位付け等の参考とすることで、事業採択プロセスの透明性を高めることが望まれる。

農道整備に関しては、農道としての経済効果だけでなく、社会資本整備の一環でもあるので、地域の道としての整備効果を合わせた形で投資意思決定のための情報とし、事業採択の判断材料とすることが有用である。例えば県単ふるさと農道緊急整備事業（山口北部地区：事業番号26）の場合、土木部における道路整備の際の整備効果を利用することが考えられる。

(2) 投資規模が過小に評価された事業採択

調査を行った県単事業の地区において、事業採択を早急に行う必要が生じたために、予算枠が限られていることから想定事業費を下回る事業費で事業採択を行い、後に事業費を増額した事例があった。これは全体の事業費が明らかにされずに採択が行われ、後年度負担額が公表されないという問題が発生することになる。正しい意思決定をするためには正確な情報提供が必要であり、事業規模は事業採択における重要な判断材料となる。特に県単事業については経済効果の算定が義務付けられていないという特殊性があるので、事業採択の判断に当たっては意思決定情報の正確性、透明性がなおさら求められている。

県単ふるさと農道緊急整備事業（竜東中部地区：事業番号22）は、当初計画では総延長750m（うちトンネル180m、橋梁160m）、総事業費15億円となっていたものが、最終的にはトンネル及び橋梁延長の増加（トンネル301m、橋梁174m）に伴い総事業費が約24億円になっている。しかし予備調査の段階ですでに総事業費は約20億円と想定されていた。これは計画に対し小さい事業費で申請を行い、事業採択を受けた後に計画変更を行って、最終的に必要な事業費に増額したものと見られる。

【改善策】

大きな事業であっても必要性がある以上、実施することに何ら問題はない。しかしこのような事業を採択する際には、計画策定時に算出できる最終的な事業費を公表して、県民の評価に耐えうるような公正・透明な制度作りが求められる。

なお、この問題については平成14年度予算編成段階から、総事業費をインターネットで公開する等、意思決定情報の透明性は改善されている。

(3) 地域住民との事業計画についての対話・説明不足

土地改良法によれば、事業内容についての説明は受益者に対して行えば良く、受益者以外の住民に対し公に説明をしなかったことについて法律的には問題ない。

しかし畑地帯総合整備事業（小諸御牧原地区：事業番号：1）の調整池についてはその下部の受益者以外の住民から、事業内容について詳細に説明してほしい旨の要請があり、平成13年5月から防災上必要な工事を除く工事が中断されている。地域性の重視、住民重視の面から調整池工事を中断したとのことである。この結果調整池の工期が延びることの他、造成を予定している農地の整備工事にも影響を与えることが予想される。今後は地元周辺住民と対話、説明会を重ね合意を得た上で工事を再開させるとのことである。

【意見】

大規模な計画では、当初から、受益者だけでなく地元市町村住民との協議を重ね、多面的な利用を想定した利水・親水計画を練る必要がある、関係市町村全体に対する情報提供が必要である。実際の現場は周囲への眺望が利き、住民の理解と協力が得られれば有益な地域資源となる可能性がある。現在、調整池に隣接して小諸市が事業主体となり公園を整備する計画を有しているとのことであるが、事業の有効活用は評価できる。本件では特に環境整備に伴う経済効果が相当期待できるが、この波及的効果も地域住民に認識してもらうことが、事業の実施を円滑に進めることに繋がることも考えられるため、計画準備段階から情報提供の充実が望まれる。

なお、県では平成13年度に「農業農村整備事業改革ビジョン」を策定し、この中で事業計画を策定する前段から、農業者を含む地域住民が参加する事業実施システムを取り入れており、改善が期待される。

II 経済効果について

1 経済効果算定の概要（経済効果測定の意義）

(1) 経済効果測定の必要性

土地改良事業は、農業生産の基盤をなす農用地の整備、開発を行い、国民経済的あるいは国の政策的見地から国民食料の安定的供給を期待し、農家の受益者的見地からは農業生産増大、農業生産性の向上による農業所得の増大を期待するものである。しかし、土地改良事業は多大な投資と時間を必要とし、また、いったん造成・整備された土地改良施設は、土地と一体化した資本として、長期間に渡る効用をもたらすものである。

このため、事業実施に先立って、技術的可能性（実現可能性）の検証はいうまでもなく、経済的側面からも投資主体の国の見地及び受益者である農家の見地に立ってその妥当性を検証し有効性を十分に確認する必要がある。また、事業は必要性、効率性の高いものから重点的に行うことが求められており、この観点からも経済効果の測定が必要とされる。

(2) 経済効果測定の法定化

土地改良法第8条第4項第1号には、土地改良事業の実施にあたって、「基本的要件」を満たすことが義務付けられており、この「基本的要件」は政令第2条に以下のように具体的に定められている。

- ①自然的、社会的及び経済的環境上、農業の生産性向上、農業総生産の拡大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するために必要なこと。
- ②技術的に施行が可能であること。
- ③すべての効用がそのすべての費用をつぐなうこと。
- ④受益者の負担金が農業経営の状況からみて相当と認められる負担能力の限度を超えないこと。

このように、土地改良法に基づく事業の経済的評価は2つの側面から行うことが義務づけられている。

ア. 経済性の側面からの評価

事業実施の基本的要件では、「すべての効用がそのすべての費用をつぐなうこと。」とされており、直接効果のみならず、事業の公益的な効果を含めたすべての効果と国・地方公共団体の補助金等を含めたすべての費用を対比し、事業の効率性を検証することとしている。

具体的な評価指標としては、投資効率(妥当投資額・事業費比率)が使用され、投資効率が1.0以上であれば事業計画は妥当性を有し、更にその大きさは同事業種内における経済的優位性を示すものとなる。

イ. 負担能力の側面からの評価

事業に要する費用のうち、農家が「負担することとなる金額が、これらの者の農業経営の状況からみて相当と認められる負担能力の限度を超えることとならないこと」とされ、農家負担金についての償還可能性を検証することとしている。

具体的な評価指標としては、所得償還率が使用される。この所得償還率は農家負担年償還額を年総増加所得額で除して求められ、0.4以下であれば農家の負担能力の要件を満たすものとしている。

(3) 土地改良事業の経済効果の測定方法

土地改良事業によって期待される経済効果は、農産物生産の安定、収穫の増大による農業所得の増大、農業投下労働力の節減による労働力の有効利用、機械経費・生産資材経費の節減、水利施設の維持管理費の節減といった農家の経営・経済に与える効果、農業生産の増大による国民食料の安定供給、農産物価格の安定・低下といった国民経済的效果に加えて、水争いの解消等の社会緊張の緩和、労働力、土地、水資源の産業間への合理的配分の促進、地域間・産業間の所得格差の是正、自然的・田園の景観の保持や生活環境等の保全等による農村地域の安定性促進効果等の直接効果から、間接的、波及的な効果まで広範に及んでいる。このような土地

改良事業によって発生する多面的な効果を一義的に計量化し、評価することは技術上の制約から不可能である。そこで、現行の土地改良事業の経済効果の測定においては、農業内部の直接的な効果を中心に貨幣換算可能な項目について計量評価している。

(4) 事業の種類と経済効果の測定方式

土地改良事業の種類は、非常に広範にわたるが、その技術的側面により、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、農用地開発事業、防災事業等に区分される。また、事業主体により、国営事業、都道府県営事業、団体営事業に区分することができる。この技術的側面からみた事業区分は、期待される効果の違いを示すものであり、経済効果測定の考え方には本質的相違はない。

一方、事業主体区分による経済効果測定方式は、国営・都道府県営事業と団体営事業に区分して考える必要がある。国営・都道府県営事業は、国費及び都道府県費による事業費補助の事業費中に占める割合が高いため、国費を最も有効に配分しようという観点から投資に対する資本効率を測定する方式を採用している(投資効率)。一方、団体営事業は、事業費中の農家負担割合が国営・都道府県営事業に比べて高い。したがって、投資の決定は農家経済の側から家計費の基礎となる所得の増大効果及び農家負担金の支払可能性に依存するので、事業による農業所得の増大効果と農家負担金の必要償還額の比をもって事業の経済的妥当性の指標としている(事業費所得指数と所得償還率)。

2 経済効果算定に関する課題

(1) 実行可能性の検討の不足

経済効果の測定は、各土地改良事業地区が事業の施行に関する基本的要件を具備しているか否かを判断するための事前評価として行っている。事前評価は通常将来予測に基づき行われるが、事業計画に見込まれる効果は土地改良施設の存続期間中継続することが確実なものでなければならない。確実妥当な経済効果の予測を可能にするため、効果測定の基礎となる営農計画等の作成にあたっては、短期的な見通しや近視眼的な需要にとらわれることなく、その背景となる国の長期経済計画、農産物需給の見通し、地域の自然条件・経済条件、地域農業の将来の発展方向等を十分に検討することとされている。

しかしながら、現行における営農計画は、市町村農業振興計画等に基づき作成されているが、事業計画の経済性確保に重きがおかれており、地域の人的資源や営農技術上の制約及び作付作物等の実現可能性の検討が不十分であると思われる。例えば、監査対象となった地区の営農計画において、水稻から付加価値の高い花き類への転作を予定していたものも見受けられたが、農業経営指標(標準)(長野県農政部農政課編『21世紀にきらめく信州農業へのデザイン』99頁)を使用し、他産業並みの労働時間で一定の面積の営農のために必要とされる労働力を単純に試算すると、カーネーションを10haに作付し経営していくためには、約71.4人の労働力を必要とする。一方、水稻を10haに作付し経営していくためには、約1.7人の労働力を必要とする。水稻から非常に付加価値の高い花き類への転作は、単純には比較できないが稲作経営の約

42倍の労働力を必要とすることがわかる。このように、多くの営農計画で採用されている水稲から花き類への転作は高い営農技術を有する多くの労働力を必要としており、営農計画の作成段階において、こうした計画の実行可能性を検証することが十分になされなかった可能性がある。

農業農村整備事業の代表的な経済効果測定項目には、農業生産の向上に係る作物生産向上効果及び品質向上効果、農業経営の向上に係る営農経費節減効果、維持管理費節減効果及び営農に係る走行経費節減効果などの農業に関するものと、生活環境の整備に係る一般交通等経費節減効果及び安全性向上効果などの農業以外に関するものがある。

そこで、経済効果の発現状況の傾向を把握するため、各地方事務所の協力を得て、特に工期が長期化している地区や事業費が変動している地区の中から任意に20地区を抽出して、経済効果測定項目の一部について算定を試みた。

今回は、対象地区の計画時に算定した全ての経済効果項目について試算を行うことは、時間的にも困難であるため、現況の作付状況を概略調査し、農業に関する効果項目のうち、農地の汎用化に伴う水稲からの転作など、作付計画により効果額が算定される作物生産向上効果を主体に試算を行ったものである。